中国における税関調査―ロイヤリティへの課税動向 後編

深圳市中弘伝智諮詢有限公司 パートナー 中国公認会計士 王 鋭

一. ロイヤリティ調査における税関による照会 と対応に関するアドバイス

ロイヤリティには様々な種類があるが、今回は実 務上、最も多い技術に関するロイヤリティを例に取 り上げる。

(一)日本親会社と締結した契約書

【税関による照会】

税関からは通常、以下の書類の提出を要求される ことが多い。

- ●ロイヤリティ契約書
- ●輸入貨物の売買契約書
- ●技術に関する資料、図面、仕様書等
- ●輸入貨物、中国現地にて生産する製品に関する資料
- ●ロイヤリティに関する計算資料、監査報告書 など

1. ロイヤリティ契約書における条項

筆者の対応した多くの案件からすると、税関が最も重視するのは、<u>ロイヤリティ契約書の内容</u>である。実務上、ロイヤリティ契約書の中に、輸入貨物に関する表現が多く、ロイヤリティと輸入貨物が関連していると指摘されることが多い。

2. 輸入貨物の売買契約書

一方、輸入貨物の売買契約書には「中国子会社は別途締結した<u>ロイヤリティ契約書に基づき</u>、日本会社から本契約に定める<u>部品を購入</u>する」というような表現がよく見られる。こういった表現があると、ロイヤリティ契約が部品輸入の前提条件になると税関に判定される恐れがある。

⇒アドバイス

これまで、ロイヤリティ契約書の作成は、主に技 術の無形資産を保護する観点から作成されることが 多く、法人税などの税務への影響を考慮したことが あっても、税関の観点から検証されたことはほとん どない。従って、上記のような不利な表現を契約書 に記載されるケースが多く見られる。

税関が調査の中で、まず契約書の内容を確認し、

それで先入観を持つことになると、後で挽回することが 非常に難しくなる。まだ調査を受けていない企業にとっ ては、一刻も早く契約書を見直すことを提案したい。

(二)ロイヤリティと輸入貨物の関連性

【税関による照会】

- ●技術がないと輸入貨物を製造できないのではないか?
- ●特別な技術などないのに、なぜわざわざ輸入するのか?

⇒アドバイス(抗弁案の一例)

異なる技術であることを主張する。実際の状況に応じて、輸入貨物に含まれている技術(技術A)と、ロイヤリティ契約にある中国現地で製品を生産する技術(技術B)とが全く異なることを説明する。

(三)ロイヤリティの支払に関する計算式

ロイヤリティの計算式には以下のものがある。 ロイヤリティ = (製品の売上高 - 輸入貨物の原価) ×比率

企業側としては通常、製品の販売価格から輸入貨物の価値を差し引いた後の付加価値部分に対して、ロイヤリティを請求するため、支払うロイヤリティは輸入貨物と関係がないことを証明したいところである。

だが残念ながら、殆どの税関は上記の説明に納得することはなく、如何なる計算式でもロイヤリティと輸入貨物に関係がないような結論を出せないのが現状である。

二. 課税すべきロイヤリティの計算方法

これまで取り扱った案件からすると、多くの税関はロイヤリティに対して課税しようとするが、ロイヤリティの全額に対して課税することまでは要求してこない。税関もロイヤリティの一部だけが輸入貨物と関係していることを認め、事実に基づき、分担方法を求めようとする。

通常、税関は技術の明細から輸入貨物の課税価格

に加算すべき部分を分け、その部分のみに対して、 税金の納付を要求する。

しかし、多くの企業は、技術の対価と技術の明細 との対応を明確にしていない、もしくは技術の明細 を証明できないため、計算方法について税関と時間 をかけて交渉することが多い。

⇒アドバイス

- ●一旦、計算方法が確立されると、今後もずっと同 じ方法で計算される可能性が高いため、出来る限 り会社にとって有利な計算方法を主張する。
- ●税関もはっきりと計算方法を提示できないケース が多く、納税する前提においては、会社が自分に とって有利な方法を積極的に提案したほうがいい。
- ●税関も内部説明と審査が必要なので、できれば客 観的な事実に基づく計算方法が望ましい。

三.税関が提唱する「自己調査」

近年、税関は企業の自己調査による自主納税を奨励 している。ロイヤリティの調査にも適用される。自己 調査のメリットとデメリットは以下の通りである。

<メリット>

●税関調査の過程を短縮できる。他の税関問題 を回避できる。

- ●過年度を追納する場合、罰金を軽減或は免除 を申請できる(税関分類の格下げリスクをある 程度同避できる)。
- ●会社にとって比較的に有利な課税方法を主張で きる。

<デメリット>

- ●ロイヤリティの課税が確立される。今後も継続 的に納税する必要があり、税コスト増になる。
- ●他の中国関連会社または近隣の他の日系企業 に影響を与えるリスクがある。

よって、会社は実際の状況に基づき、且つ全般的 に考慮した後、ロイヤリティの課税を認めるか否か を判断することを薦める。

次回は、関連会社間の輸入申告価格、HSコード の調査における問題点及びアドバイスを紹介する。

く執筆者のプロフィール>

深圳市中弘伝智諮詢有限公司 王 鋭 パートナー

中国公認会計士 T E L: 86-755-2220-9446

带: 86-13590171050 アドレス: richard.wang@denchi.cn



1-5月の中国外資導入、件数増も金額は頭打ち

中国商務部は6月12日、今年5月までの外資導入 実績を発表し、中国への新規進出件数は依然増加を 続いているものの、金額が頭打ちになっている実態 が明らかになった。

5月単月では、外資進出件数は前年同月比で 43.6%増の2.573件と爆発的増加した一方、外資導 入額は88.9億ドルと米ドル建てでは横ばいとなった (元建てでは1%減少した)。

今年1-5月の累計では、外資進出件数が前年同 期比13.5%増(10.871件)であったのに対し、外資導 入額は横ばい(542億ドル)となっており、単月同様、 件数のみ伸びている。

1-5月の外資導入の中身を見てみると、サービ ス業が金額全体の7割を占めている。特に、流通、 物流関連の進出が多かった。

製造業は6.3%減と全般的に減ったが、製薬は倍

以上に、医療機器が1.5倍に伸びている。

地域別は西部・中部と呼ばれる内陸部への進出が 活発で、東部が横ばいであったのに対して、西部が 26.2% 増と急増している。

中国外資導入の件数と金額の伸び率

単位:%

